

「富山空港コンセッションモニタリング支援業務」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、富山空港コンセッションモニタリング支援業務委託（以下「業務委託」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

別紙「富山空港コンセッションモニタリング支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務委託費の上限

金 8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額内での企画提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 参加資格

参加者は、次の要件すべてに該当する者に限ります。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を備えていること。
- (3) 法務及び財務等の専門的な知見が必要となる分野について、随時、弁護士や公認会計士等からの助言・支援を受けることが可能な体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間ではない者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (9) 富山空港特定運営事業等の運営権者又はその関係会社から、当該事業に関する助言・支援等の業務を受託するなど、本業務の公正かつ中立な履行に支障を及ぼすおそれのある利害関係を有しないこと。なお、本要件は、再委託先及び本業務に従事する外部専門家についても同様とする。

6 参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、次のとおり、参加申込書を提出してください。

- ① 提出期限 令和8年10月2日（金）午後5時（必着）
- ② 提出方法 電子メール（「11 提出先・問合せ先」を参照）
※電子メール送信後、電話により到達を確認してください。
- ③ 提出書類 別紙参加申込書（様式1）
- ④ その他 参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を令和8年10月6日（火）午後5時までに提出してください。

(2) 質疑応答

本プロポーザルへの質問がある場合は、次のとおり、質問書を提出してください。
電話及び口頭による質問は受け付けません。

- ① 受付期限 令和8年9月24日（木）午後5時（必着）
- ② 提出方法 電子メール（「11 提出先・問合せ先」を参照）
- ③ 提出書類 別紙質問書（様式2）
- ④ その他
 - ・評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他本プロポーザルに関係のない質問は受け付けません。
 - ・なお、質問に対する回答は、原則として令和8年9月28日（月）までに富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載します。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加書を提出した者（以下「参加者」という。）は、別紙仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、提案は1参加者あたり1案とします。

- (1) 提出期限 令和8年10月8日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（「11 提出先・問合せ先」を参照）
※電子メール送信後、電話により到達を確認してください。
- (3) 提出書類 必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。
 - ① 企画提案書（様式任意）

別紙仕様書を参照のうえ、具体的かつ簡潔に記載すること。

- ・別紙仕様書を踏まえた企画提案
 - ・業務に係る考え方・コンセプト
 - ・業務の具体的な実施方法 など
- ② 業務スケジュール（様式任意）
- ③ 業務実績・実施体制
- ・業務実績一覧（様式３－１）
 - ・業務実施体制（様式３－２）
 - ・予定技術者の業務実績（様式３－３）
- ※予定技術者の業務実績（様式３－３）については、本業務に携わる弁護士や公認会計士等も含めること。
- ④ 概算見積書（様式任意）
- ・仕様書に記載の「基本業務」と「随時業務」を区分して所要経費を見積もること。
 - ・積算内訳がわかるように記載すること。特に「随時業務」については、想定件数、１件当たりの所要時間及び単価等の積算根拠を明示すること。
 - ・「基本業務」及び「随時業務」の合計額は、実施要領に提示する業務委託費の上限額以内とすること。なお、上限額を超える見積額を記載した場合は、失格とする。
 - ・なお、契約においては、「随時業務」については実績に応じた実支出額により額を確定するものとする。
- ⑤ 会社概要又はパンフレット

（４） 参考資料

提案にあたっては、下記の資料を参考にしてください。

- ① 富山空港特定運営事業等に係る公共施設等運営権の設定及び実施契約の締結について
https://www.pref.toyama.jp/8002/kendodukuri/koukyou/airport/concession_jisshikeiyaku.html
- ② 富山空港における混合型コンセッションの導入について
<https://www.pref.toyama.jp/8002/kendodukuri/koukyou/airport/concession.html>
- ③ モニタリングに関するガイドライン（令和８年６月１６日改正）（内閣府）
https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/monitoring_guideline.pdf
- ④ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和８年６月１６日改正）（内閣府）
https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/uneiken_guideline.pdf

※ その他、県が実施する富山空港特定運営事業等に係るモニタリング関連資料については、参加申込者に対して別途送付する。

８ 審査方法及び審査結果

（１） 審査方法

提出された企画提案書等により、書面審査を行います。

※提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

別表「審査基準」のとおりとします。

(3) 結果通知

契約候補者に対して、選定された旨を通知し、他の提出者に対しては、選定されなかった旨を通知するほか、契約候補者の名称等を富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載します。なお、審査結果に対する異議申し立てはできません。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ③ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

9 その他

- (1) 企画提案書作成等のプロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。なお、提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結します。
ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点の者と契約締結について協議します。
- (3) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に属するものとします。

10 今後のスケジュール

質問書提出期限	令和8年9月24日（木）午後5時
質問に対する回答期限	令和8年9月28日（月）
参加申込期限	令和8年10月2日（金）午後5時
参加辞退届提出期限	令和8年10月6日（火）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年10月8日（木）午後5時
書面審査	令和8年10月中旬（予定）
契約候補者の決定	令和8年10月中旬（予定）

11 提出先・問合せ先

富山県交通政策局航空政策課 本田

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-4510

E-mail：akokuseisaku@pref.toyama.lg.jp